**R４．３．30**

**令和4年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いに関するQ＆A**

**【複数応募可の公開求人への応募等について】**

Q１　２社の選考日が重なった場合は、どのように対応するのか？

○応募する企業に選考日をずらしてもらうなど個別での調整を学校でお願いします。

Q２　２社同時に受験をしたときに、１社から内定を得て、もう1社が不採用だった場合は、

内定を得た1社を保留した状態で、さらにもう１社応募することは可能なのか。

○応募することはできません。複数応募が可能な生徒については、応募時点において、採用が内定していない者を対象としています。

Q３　２社同時に受験をしたときに、1社が不採用でもう1社の結果が出ていない場合は、

さらにもう１社応募することは可能なのか。

○複数応募については、１人２社までとされているため、当初の応募に係る選考が終了していない期間内において、３社めに応募することはできません。ただし、２社の結果とも不採用だった場合は、改めて２社に応募することは可能であり、それに向けて準備を進めておくことは可能です。

Q４　２社から内定を得た場合は、どのように対応するのか。

○２社から内定を得た場合は、どちらかの企業を選択する必要があります。すみやかに生徒と相談をして内定を承諾するのか、辞退するのかを決定し、各事業所へその内容を伝えてください。

Q５　２社の選考結果通知の日程が大きく離れている場合、どのような対応が必要か。

○先に届いた結果通知が内定だった場合は、内定受諾に時間を要する旨を事業所に伝えることや、まだ結果通知が届いていない事業所には、結果通知の日程を確認することなどが考えられます。

Q６　生徒がＡ社から内定通知を得たあと、B社の選考試験がまだの場合、B社の試験

を辞退できるのか？

○A社が生徒の第1希望であり、内定承諾の意思がある場合は、B社の試験を辞退することができます。

**【その他】**

Q７　本府の生徒が府外の企業に応募するとき、併願できるのか？

○本府の生徒が府外の企業に応募する際には、大阪府の申し合わせに加え、当該都道府県の申し合わせに従う必要があります。（例えば、京都府においては、10月15日までは、指定校求人、公開求人ともに一人一社までと決められていることから、１社しか応募できません。）

一方で、複数応募を可とする府外の企業に応募する際の応募企業数の上限については、大阪府の申し合わせに従い最大２社までとしてください。